

定 款

株式会社百

令和 年 月 日 作 成

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社百と称し、英文ではMoMo Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 宿泊業
2. 体験事業
3. 飲食業
4. 林業・木工業
5. 電気工事業
6. 食品加工販売業
7. 販売代理業
8. 講演・執筆業
9. 教育事業
10. 研究開発サービス業
11. 旅行業
12. 動画制作業
13. 村づくり業
14. 農業
15. 畜産業
16. 農業・畜産作業の代行、請負、委託
17. 農畜産物の加工、販売
18. 農業用・畜産用機械器具のリース業
19. 農業及び畜産業に関する研究、技術開発、教育、人材育成
20. 関係会社の事業活動に関する運営管理
21. 再生可能エネルギーの地域導入拡大並びに脱炭素化に向けた情報発信及び提供に関する事業
22. 再生可能エネルギーの地域導入拡大並びに脱炭素化に向けたエネルギー創出・販売事業
23. 上記各号の事業に関するコンサルタント業
24. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県柴田郡川崎町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、3800株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。
当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に記名押印し、これを共同して当社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招

集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故、もしくは支障があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故、もしくは支障があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(代理人)

第17条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び社長)

第21条 取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名を置く。

② 代表取締役は社長とし、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

③ 取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役社長と定める。

(役付取締役)

第22条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年7月1日から翌年6月末日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第25条 当会社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

② 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。

③ 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

第6章 附 則

この定款は、宮城県柴田郡川崎町大字前川字六方山18番地32合同会社百の組織を変更して株式会社とするにつき作成したものであって、組織変更の効力が生じたときから施行するものとする。

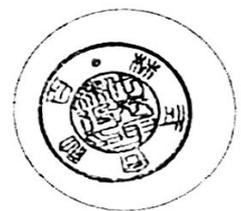
当会社の定款に相違ありません。

令和4年7月11日



(会社ご実印)

宮城県柴田郡川崎町大字前川字六方山18番地32
株式会社百
代表取締役 舩 昌汰



(会社ご実印)

